

京都府所管の特定非営利活動法人の皆様

京都府政策企画部企画参事
 (中部担当・府民協働担当)

特定非営利活動法人に係る制度改正等について

平素は京都府政の推進に御協力をいただきありがとうございます。

この度、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」といいます。）の一部を改正する法律（令和2年法律第72号）が令和2年12月9日に公布され、令和3年6月9日に施行されることとなったこと等に伴い、下記のとおり制度が改正されます。

新様式等については、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/npo/>）を御確認ください。

記

1 法等の一部改正に伴う内容

(1) 全ての特定非営利活動法人に関するもの	(2) 認定(特例認定)特定非営利活動法人及び府控除対象特定非営利活動法人に関するもの
ア 設立認証、定款変更及び合併認証（以下「設立認証等」といいます。）の申請について、 <u>所轄庁における必要書類の縦覧期間が、「1月間」から「2週間」に短縮</u> されます。（法第10条関係）	ア <u>一般市民から事業報告書等又は役員名簿の閲覧の請求があったときは、個人の住所又は居所に係る記載を除いて閲覧させることができます。</u> （法第45条、第52条、京都府控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定める手続に関する条例（平成24年京都府条例第50号。以下「条例」といいます。）第10条関係）
イ <u>設立認証等の申請について、申請書、添付書類等に不備がある場合の補正期間が、「2週間」から「1週間」に短縮</u> されます。（法第10条関係）	イ <u>資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類について、所轄庁への提出が不要</u> となります（引き続き、作成、備置き及び閲覧については、義務とします。）。（法第55条、条例第11条関係） ※提出書の様式が変更されます。
ウ 設立認証等の申請があった場合は、所轄庁は、認証又は不認証の決定をするまでの間、申請があった旨、申請年月日、定款、役員住所又は居所に係る記載を除いた役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書をインターネットで公表します。（法第10条関係）	ウ <u>役員報酬規程及び職員給与規程について、既に所轄庁に提出しているものから内容に変更がない場合は、毎事業年度の提出が不要</u> となる一方、役員等に対する報酬の支給状況について、新たに毎事業年度の提出が必要となります。（法第55条、条例第11条関係） ※提出書の様式が変更されます。
エ <u>一般市民から書類の閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁は、事業報告書等又は役員名簿については、個人の住所又は居所に係る記載を除いたものを閲覧させ、又は謄写させます。</u> （法第30条関係）	<適用時期> ・アについては、左記と同様 ・イ及びウについては、令和3年6月9日以降に開始する事業年度において提出すべき書類から
<適用時期> 令和3年6月9日以降に府に到達した申請及び請求から	

2 京都府独自の見直し（押印の廃止）

(1) 京都府の規則で定めている様式について、令和3年6月9日以降は、一部を除き代表者印等の押印を不要とします。

(2) 引き続き押印が必要な様式についても、京都府ホームページで御確認ください。

※ なお、押印が不要となった様式に押印されている場合も、引き続き有効なものとして扱います。

担当	府民協働担当
電話	075-414-4865 又は 4210